

日本DPO協会第7回例会
パネル・ディスカッション
「個人情報保護法改正～改正の背景と
今後の個人情報保護政策」

2026年7月24日(金) 15:00～15:10

挨拶:一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・個人情報保護委員会初代委員長)

パネル・ディスカッション

- 「個人情報保護法改正～改正の背景と今後の個人情報保護政策」
- パネリスト：
 - 個人情報保護委員会 事務局長 佐脇 紀代志 様
 - 中央大学国際情報学部 学部長（当協会顧問）
石井 夏生利 様
- モデレーター：当協会 浅井 祐二 理事

個人情報保護法の制定と改正(1)

- 国レベルの個人情報保護関係法については、下記の1988年行政機関電子計算機処理個人情報保護法をはじめ、2013年まで、すべての法律の制定過程の一環に関わってきた。
- 1988年 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(行政機関電子計算機処理個人情報保護法)
- 2003年 個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(行政機関個人情報保護法)
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(独立行政法人等個人情報保護法)

個人情報保護法の制定と改正(2)

- 2013年 番号関連4法案(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、地方公共団体情報システム機構法案、内閣法等の一部を改正する法律案(政府CIO法案)⇒特定個人情報保護委員会設置
- 2015年 個人情報保護法改正(2017年5月30日全面施行)【3年ごと見直し規定が盛り込まれる。国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案】

個人情報保護法の制定と改正(3)

- 2020年 3年ごと見直し規定に基づく初めての改正
- 2021年 個人情報保護制度の官民一元化(デジタル社会の形成の図るための関係法律の整備に関する法律によって改正)
- 2026年 個人情報保護法の改正
 - 2026年4月7日に改正法案閣議決定
 - 同年7月10日に成立
 - 同年7月17日に公布